各位

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課長 (公印省略)

令和6年度滋賀県事業者の協働化・大規模化等による職場環境改善事業費補助金 の公募について

日頃より本県の医療福祉行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。 今般、標記事業を公募することとしましたので、補助金の交付を希望される場合は、下 記により協議書を提出していただくようお願いします。

記

- 2. 提出書類 応募様式および添付資料
- 3. 提出期日 <u>令和6年12月13日(金)※メール提出可</u> 採択および内示は期日後に行います。
- 4. 提 出 先 滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課 介護・福祉人材確保係
- 5. 募集要領 次ページ以降に記載

[担当] 滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課 介護・福祉人材確保係 中村

TEL: 077-528-3597/FAX: 077-528-4851 MAIL: kaigojinzai@pref.shiga.lg.jp

【補助の目的】

この補助金は小規模法人を含む複数の法人で構成する事業者グループが協働して行う取組に対する支援等を通じて、経営の安定化に向けた協働化・大規模化等による職場環境の 改善を図ることを目的とする。

【補助の対象者】

小規模法人(1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等、事業目的に照らし、県が認める法人をいう。)を1以上含む、複数の法人により構成される事業者(以下「事業者グループ」という。)とする。

なお、事業者グループは、障害福祉サービスや児童福祉サービス等の介護保険サービス 以外の福祉サービスのみを提供する法人が含まれる場合も対象として差し支えない。ただ し、介護事業所・介護施設等(介護保険法に基づく全サービスを対象とする。以下「介護 事業所」という。)を運営する法人が代表者として申請するものとする。

【補助額】

- 1 次の表の第1欄に定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、第2欄に定める補助率を乗じて得た額を算出する。
- 2 1による算出額と、第3欄に定める基準額を比較して、少ない方の額を交付額とする。

1 対象経費	2 補助率	3 基準額
補助対象事業の実施に要する次の経費 (報酬、給料、報償費、職員手当等、共済 費、旅費、役務費、使用料および賃借料、 委託料、需用費、備品購入費(単価30万 円以上の備品を除く)、負担金、補助金 及び交付金	4/5	事業者グループを構成する法人数1につき120万円とし、1事業者グループあたり最大320万円を上限とする。

※採択前であっても年度内の取組開始分については補助の対象とする。

【採択数と選定基準】

応募のあった案件から2件を採択する。

選定に当たっては、当課において以下の各評価点を評価し、合計点が上位の2件を採択する。ただし、合計点が13点以下のものは採択しない。

なお、応募内容については当課から照会することがあるため予めご了承されたい。

- ア 実施主体にとって新たな取組であるかどうか。(5点~1点)
- イ 実現可能かどうか。(5点~1点)
- ウ より効果が見込まれるかどうか。(10点~1点)
- エ 自走化に向けた計画となっているか。(5点~1点)

【補助対象事業】

1 対象事業

本事業は、小規模法人を含む複数の法人で構成する事業者グループが職場環境の改善を図ることを目的として、経営の協働化・大規模化等を通じて取り組む事業を対象とする。

2 事業内容

事業者グループが経営の協働化・大規模化等を通じた職場環境改善に資する、以下(1) ~(10)に掲げる取組を行うものとする。

- (1) 人材募集や一括採用、職場の魅力発信に係る取組
- (2) 合同研修の実施等人材育成に係る取組
- (3)福利厚生の充実や職場環境改善等による従業者の職場定着に係る取組
- (4) 人事管理等のシステムや給与制度等の共通化に係る取組
- (5) 事務処理部門の集約・外部化に係る取組
- (6) 各種委員会の共同設置や各種指針の共同策定等に係る取組
- (7)協働化等にあわせて行う ICT インフラの整備に係る取組(通信費は対象外とする)
- (8)協働化等にあわせて行う老朽設備・備品の更新・整備に係る取組(事業所車輌の購入費は対象外とする)
- (9) 経営及び職場環境改善等に関する専門家等による支援に係る取組
- (10) その他本事業の目的を達成するため、必要と認められる取組

【事業実施にあたっての留意事項】

- (1)地域医療介護総合確保基金で実施する「介護テクノロジー導入支援事業」、経済産業省が実施している「IT導入補助金」等、他の補助金等によって助成されているものについては、本事業の補助対象外とする。また、他の国庫補助による社会福祉連携推進法人の設立に向けた補助金等を受けている事業者グループは補助対象外とする。
- (2)補助を受けた事業所は、厚生労働省等が実施する調査研究事業等に可能な限り協力 すること。(厚生労働省等から補助事業所に対して直接協力依頼の打診をする場合 がある。)

【実績報告期日】

事業完了後1ヶ月または令和7年2月28日のいずれか早い日